

第7章 計画の推進に向けて

1 計画の推進体制と評価・管理

計画の推進にあたっては、福祉課が主体となり、関係機関・団体、町民などと連携を図りながら、総合的・効果的に取り組んでいきます。

また、障がい者団体、障がい福祉サービス事業者、医師、福祉関係団体、学識経験者などにより構成されている「五條・吉野地域自立支援協議会」において、本計画並びに障がい福祉施策の総合的かつ計画的な推進について定期的に評価・検証を行います。

2 連携・協力の推進

障がい福祉施策は、保健・医療・福祉・教育・就労・生活環境など多岐にわたることから、庁内はもとより、幅広い分野の関係機関等との連携体制を推進し、障がい者のニーズに的確に対応できる福祉サービス提供体制の実現に向けて取り組みます。

3 地域での支援体制の充実

地域づくり、まちづくりにとって重要なことは、他人を思いやり、互いに支え助け合おうとする精神であり、それを支えていくのは、その地域に暮らすすべての住民です。

日頃から家庭や地域において声かけやあいさつ、地域行事や地域での福祉活動などへの住民の参加・参画を促進するとともに、民生委員・児童委員など地域の福祉団体・関係機関との連携のもと、見守りをはじめ、障がい者が地域で安心して生活できるよう、災害時の情報伝達、安否確認、避難支援等、避難行動要支援者に対する支援体制の整備など、地域での助け合い・支え合いに基づく取組みの充実を図ります。

4 制度の円滑な実施とサービスの質の確保

(1) サービス利用援助の充実

障がい者が日常生活におけるさまざまな問題について、身近な場所で気軽に相談でき、必要なサービスにつなげていけるよう、関係機関の連携体制を強化するとともに、各種の制度を障がい者が主体的に選択し、有効かつ積極的に活用していくための情報提供体制の充実を図ります。

(2) サービスの質の確保

障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業の各サービスを提供する事業者に対して、利用者に対し適切なサービスが提供されるよう指導・監督を行い、サービスの質の向上を図ります。

障がい福祉サービス（生活介護、療養介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、共同生活援助、障がい児支援サービス等）を実施するサービス提供事業者は「サービス管理責任者」を配置することになっています。サービスの質の確保に必要な知識、技能の向上を図るため、県が実施する養成研修への受講促進などを事業者に働きかけます。

障害支援区分や支給決定が適正に実施されるよう、認定調査の聞き取りを十分に行うとともに、認定審査会での情報提供や意見交換を慎重に行います。さらに、障がい者一人ひとりに適切なサービス等利用計画が作成されるよう、相談支援事業者が行う相談支援事業の充実に努めます。

(3) 障がい者の権利擁護の推進

障がい者の地域での自立生活を支えるため、県や社会福祉協議会などの関係機関と連携し、財産の保全管理や各種申請など、日常生活自立支援事業や成年後見制度利用支援事業の推進を図ります。

一方、平成 23 年 6 月に成立した「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（障害者虐待防止法）の趣旨を踏まえ、障がい者の虐待防止のための取組みを推進するとともに、町民をはじめ、地域の様々な関係団体・機関との連携を強化し、虐待の早期発見、早期対応を図るためのネットワークの形成を図ります。

また、平成 25 年 6 月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）が成立し、平成 28 年 4 月から施行されたことに伴い、同年 4 月 1 日から施行された「奈良県障害のある人もない人もともに暮らしやすい社会づくり条例」（ガイドライン 平成 31 年 4 月二版）に基づき、障がい者差別の解消をはじめ、町民の理解促進等への取組みを推進していきます。

5 計画の進行管理体制

計画の推進にあたっては、計画に即した施策の展開が円滑に行われるように進行を管理するとともに、各事業の各年度における推進状況を把握し、事業の評価や新たな課題への対応を図っていくことが重要です。

計画の目標達成のため、計画の策定後は施策の進捗状況等を取りまとめ、的確に施策の評価等を実施するとともに、「五條・吉野地域自立支援協議会」を開催し、関係者の参画を求め、幅広い立場から意見を聴き、計画の全体的な実施状況を点検・評価します。

なお、計画期間中に社会情勢等の変化や、新たな国・県の施策や事業の変更など、本町の障がい福祉行政に大きな影響を及ぼす動きも予測されるため、計画期間中においても、必要に応じて計画内容の見直しを行い、計画の効果的な推進を図ります。

また、障害者総合支援法においては、障がい福祉計画に定める事項について、定期的に調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、計画を変更することその他の必要な措置を講じること（PDCAサイクル）とされています。

「PDCAサイクル」とは、さまざまな分野・領域における品質改善や業務改善などに広く活用されているマネジメント手法で、「計画（Plan）」「実行（Do）」「評価（Check）」「改善（Act）」のプロセスを順に実施していくものです。

【計画におけるPDCAサイクルのイメージ】

（1）計画におけるPDCAサイクル

基本指針に即して定めた数値目標を「成果目標」とし、各サービスの見込量を「活動指標」としています。

PDCAサイクルに沿って、事業を実施し、各事業の進捗状況及び数値目標の達成状況などについて、少なくとも年1回、五條・吉野地域自立支援協議会から点検・評価を受けるとともに、その結果について町ホームページ等で公表します。

（2）点検・評価結果の反映

五條・吉野地域自立支援協議会から、計画の進捗状況や、計画を推進していくための方策について意見・提案等を受け、計画の見直し等、施策に反映します。